# ○福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金交付要綱

平成28年6月6日告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、参画と協働のまちづくりを推進するため、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の規定に基づく法人(以下「NPO法人」という。)が、設立後における当該NPO法人の社会的信用を高め、継続的かつ安定的な活動と自律(立)を促進するため、初期活動に要する経費に対し、補助金を交付することに関し、福崎町各種事業補助金交付規則(平成13年4月24日福崎町規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する NPO 法人とする。
- (1) 町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う 予定の団体であること。
- (2) 役員の2分の1以上が町内に住所を有すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、NPO 法人の登記 完了後3年度以内(登記完了した年度を含む。)における当該 NPO 法人の初期活動に要 する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額とし、1年度につき10万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

# (補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする NPO 法人の代表者は、福崎町 NPO 法人初期活動 支援事業補助金交付申請書 (様式第1号) に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 事業計画スケジュール (別紙2)
- (3) 事業収支計画書(別紙3)
- (4) 法人設立認証通知又は法人設立認定書の写し
- (5) 登記事項証明書の写し
- (6) 社員(会員)名簿(氏名及び住所を記載したもの)
- (7) 町税納税証明書(法人代表者分)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知する。

### (事業計画の変更)

- 第7条 前条の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の変更または中止しようとするときは、福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。
- 2 町長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、承認または不承認を決定し、福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金(変更・中止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

- 第8条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。ただし、請求額は、交付決定額の2分の1の範囲内とする。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金概算払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の概算払を認めたときは、福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金概算払決定通知書(様式第6号)により通知する。

(状況報告等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業の実施状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付対象となる事業の完了の日から起算して30日が経過する日または当該交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、福崎町NPO法人初期活動支援事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 活動報告書(別紙4)
- (2) 事業収支決算書(別紙5)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業

が適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福崎町 NPO 法人 初期活動支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 前条に規定する額確定通知または第8条の規定により補助金の概算払の通知を受けた補助事業者は、福崎町 NPO 法人初期活動支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により、町長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。 (概算払の請求)
- 第14条 補助金の概算払を受けた補助事業者は、第11条に規定する補助金額確定通知の 受理後、その通知に基づき、当該年度の補助金を速やかに精算しなければならない。
- 2 前項に規定する精算の結果、既に交付を受けた補助金の額が確定額を超えるときは、 その差額を速やかに町に返還しなければならない。

(書類、帳簿等の整備および保存)

第15条 第13条の規定により補助金の交付を受けた補助事業者は、交付された補助金に 係る経費の収支を明らかにした書類および帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度 の翌年度以後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表(第3条関係)

区分	主なもの
報償費	講師、専門家への謝礼
旅費	講師の交通費及び宿泊費等

需用費	消耗品費、印刷製本費等(食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。)
役務費	通信運搬費、保険料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借用料及び通行料金
備品購入費	購入価格がおおむね2万円を超えるものの購入費 (補助対象事業に不可欠とされるものに限る。ただし経費の2分 の1以内とし、10万円を限度とする。)
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

備考 次の経費は、補助対象経費としない。

1 NPO 法人の構成員に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費